

名古屋市告示第72号

生活保護法による施術機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 1項の規定により、同法による施術を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 7年 2月26日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 あん摩・マッサージ

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
楽生鍼灸マッサー ジ院	名古屋市中村区名駅五丁目 6番18号	令和 7年 1月16日
森下 友美		

2 はり・きゅう

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
楽生鍼灸マッサー ジ院	名古屋市中村区名駅五丁目 6番18号	令和 7年 1月16日
森下 友美		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課